

消費者団体訴訟制度 内閣府令・ガイドラインへの要望

<目次>

I 内閣府令について

1. 適格消費者団体への協力について
 - (1) 提供される情報の範囲について
 - (2) PIONET情報ならびに消費生活センターの入力情報の提供について
 - (3) 地方公共団体の消費生活センターならびに国民生活センターの直接相談において保有する約款・勧誘時資料の提供について
 - (4) 相談者からのヒアリングについて
2. 内閣府設置のホームページ更新情報の適格消費者団体への伝達について
3. 判決等に関する情報の公表について
4. 書面による事前の請求について
5. その他制度運用にあたっての要望

II ガイドラインについて

2006年9月22日
特定非営利活動法人
消費者機構日本
電話 03-5212-3066
FAX 03-5216-6077
E-mail: webmaster@coj.gr.jp

I 内閣府令について

1.適格消費者団体への協力について(法第40条)

(1)提供される情報の範囲について

<要請事項>

PIONET情報の提供に加えて、地方公共団体の消費生活センターや国民生活センターの直接相談において入手される「契約書類」「勧誘時資料」等の事業者作成の資料についても、消費生活センター等の当該機関が提供を妥当とした場合には、情報提供できる旨の規定としてください。

<理由>

この間、地方公共団体の中には、積極的に情報提供を検討したい旨の意思表示をするところもありますが、その場合でも内閣府令に根拠規定がなければ検討が難しくなるという感触があるためです。

(2) PIONET情報ならびに 消費生活センターの入力情報の提供について

①提供のタイミングについて

<要請事項>

申入れ内容の検討ならびに申入れの実施の可否を判断する段階においての情報提供が必要不可欠です。

<理由>

適格消費者団体が、みずから入手した事案と同一事業者の同様の案件が、どの地域でどれくらいの件数発生しているのか把握することは、申入れの内容の検討、ならびに申入れと提訴を行なうか否かの判断に際して、重要な情報となります。

②提供いただきたい項目について

提供を求める項目	理由
件名	—
事業者名	申入れ等の検討に不可欠
相談者の性別・年代	苦情の内容把握の上で必要です。
契約者の性別・年代	苦情の内容把握の上で必要です。
相談受付日	いつ発生した事案かは、約款・勧誘行為と事案発生との関係を判断するのに必須です。
契約年月日	いつ発生した事案かは、約款・勧誘行為と事案発生との関係を判断するのに必須です。
相談を受付けたセンター名	相談対応にあたってセンターが入手した約款・勧誘時資料の有無等を問い合わせるために必要です。また、被害の地域的な広がりを把握するのに必要です。
案件概要	苦情やトラブルの実態を把握するために極めて重要な情報であり申入れ等の検討に不可欠です。
処理結果	個別の解決にあたって当該事業者がどのように対応しているかは、当該事業者が約款・勧誘行為の不当性をどの程度認識しているか把握できる資料であり、申入れ内容の検討にあたって大変重要です。

③情報提供制度の運用について

- 分類(商品・サービス項目、主な相談内容、販売手口・商法、販売購入形態)であらかじめ絞り込んで、情報提供を求められるようにしてください。
- 現在の弁護士会照会等に対して、1回につき50件程度の上限がかかっていますが、この上限を100件程度にしてください。
- 現在、情報公開制度を活用した場合、開示請求から開示まで3～4週間期間がかかっています。申入れの検討スピードをあげるために2週間程度での情報提供を要請します。

(3) 地方公共団体の消費生活センターならびに
国民生活センターの直接相談において保有する
約款・勧誘時資料の提供について

<要請事項>

消費生活センター等の当該機関が提供を妥当と判断した場合、情報提供できる旨の根拠規定をおいてください。

<情報の必要性>

- 申入れ内容の検討にあたって、自ら入手した情報に加えて、使用された契約書や勧誘時資料が必要となる可能性があります
- 提訴準備の段階では、証拠収集の一環としてその必要性が増します。

<個人情報保護について>

- 個人が特定される事項については黒塗りの上、提供をお願いします。
- 適格団体の役職員には守秘義務が法定されています。
- 事業者への申入れにあたっては、事業者が情報提供者を特定できないように留意します。

(4) 相談者からのヒアリングについて

<要請事項>

消費生活センター等にご協力いただき、本人了解をとっていただいた上で、適格消費者団体がヒアリングを実施できるような規定を置いてください。

<必要性>

勧誘行為についての差止請求ならびに訴訟の準備を行なうにあたって、勧誘時の状況を具体的に把握するため

2.内閣府設置のホームページ更新情報の 適格消費者団体への伝達について(法23条5項)

<要請事項>

内閣府が設置するホームページの更新情報が、適格消費者団体をメンバーとするメーリングリスト等において、速やかに伝達される仕組みとされることを要請いたします。

<理由>

ホームページが更新され、適格消費者団体の差止請求関係業務に関する新しい情報が提供されたかどうかを、毎日ホームページにアクセスして確認するのは、適格消費者団体にとって負担となります。ホームページに新しい情報がアップされた時点で、当該ホームページを参照するよう注意喚起するメールが、適格消費者団体に届くようなシステムを期待します。

3. 判決等に関する情報の公表について (法39条1項)

<要請事項>

判決・和解書の公表にとどまらず、その概要を図表なども活用し、一般消費者にとってわかりやすく情報提供することが必要であり、そのような点が担保されるような内閣府令の規定を要請します。

<理由>

情報提供にあたっては、被害当事者である消費者が、自らも被害者であることに気づき、その補償を求めて行動できるだけのわかりやすさが要請されます。

4.書面による事前の請求について (法41条1項)

<要請事項>

提訴予告通知と異なり、訴えの予定時期の明示を義務付ける必要性はないと考えます。

<理由>

提訴予告通知については、民事訴訟規則において「できる限り、訴えの提起の予定時期を明らかにしなければならない」とされていますが、消費者団体訴訟制度においては、法41条1項にもとづく事前請求の後に、当該事業者が約款・勧誘行為の是正に応じるという可能性もあります。

5. その他制度運用にあたっての要望

(1) 第3者監査費用についての行政からの補助

学識者による業務監査については、一定の費用負担が生じます。財政規模が小さな団体もしっかりした業務監査が受けられるよう、監査費用についての行政からの補助についてご検討ください。

(2) 地方公共団体の消費者行政部局への予算確保

この間、地方公共団体の方々と懇談をすすめてまいりましたが、地方公共団体の消費者行政は、国の消費者施策の積極的な展開もあり、高齢者被害の対応、学校との消費者教育の連携、事業者指導の強化など多忙になっています。加えて、消費者団体訴訟制度での情報提供について対応することを考えると、体制や予算の拡充が必要となる消費者行政部局も多いと考えられます。国・地方公共団体の連携により、消費者行政部局への予算確保を実現されるよう要請します。

Ⅱ ガイドラインについて

1. 理事会で決定すべき重要事項の特定について

<要請事項>

理事会で決定すべき重要な事項については、下記の範囲とされるよう要請します。

- (1) 法41条1項の規定による差止請求の実施
- (2) 裁判外における事業者に対する差止請求の実施
- (3) 差止請求にかかわる訴えの提起または仮処分の申立て
- (4) 判決の受け入れもしくは上訴の決定、仮処分決定の告知の受け入れ
もしくは不服の申立て
- (5) 裁判上の和解を受け入れるか否か
- (6) 裁判外の和解もしくは協議結果を受け入れるか否か
- (7) 裁判外ならびに訴訟上の差止め請求の取り下げ

また、決定にあたっては、物理的に理事会を開催せずとも、書面による持ち回りの確認で理事の過半の承認を得ることで理事会議決とすることも認めるなど、適格消費者団体の機動性に配慮されるよう要請します。

2. 経理的基礎について

国民生活審議会の消費者団体訴訟制度検討委員会報告では、寄付金・ボランティアの活用も含めて十分な見通しがあればよいとの考え方です。よって、ガイドラインでは具体的な金額の水準を定めるべきではなく、事業計画に対するうらづけを各団体が証明できれば了とすべきです。